

発展を目指す企業家のための経営指南役

No.511

平成21年 3月30日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

マーケティング

「メタボ特需」は業種により明暗 食品・飲料・医薬品に追い風

08年春から始まった特定健診。これはメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防・解消を目的とした健康診断で別名、メタボ健診ともいわれる。そこで、医薬、食品・飲料、スポーツ関連(フィットネスクラブや関連グッズなど)などの各業界は、メタボ特需を狙って新商品やサービスを市場へ投入してきた。

しかし、08年秋からの金融危機に端を発する不況への雪崩状態の経済危機の突発で、関連業界には明暗が分かれている。

「明」の業種は食品・飲料で、肥満対策を打ち出した特定保健用食品(トクホ)に追い風が吹いた。メタボ健診対象の40代以上を中心に「黒ウーロン茶」(サントリー)や「ヘルシア緑茶」(花王)、「リサーチソーセージ」(マルハニチロ食品)などが売れている。医薬品では「ナイトール85」(小林製薬)、「和漢箋」(ロート製薬)など、漢方薬のイメージが消費者を動かした。

「暗」はフィットネスクラブで、中高年が集まらない。市町村の援助や健保組合等企業の健康対策の補助を当てにしたが、後期高齢者医療制度の不安定さに加えて健保組合の財政悪化、不況で低調となっている。しかし、東京マラソン等による市民ランナー増加で、関連グッズ、ファッション系は若い女性中心に伸びている。

この不況が鎮静化するとされる09年後半~10年から再び健康ブームは盛り返す、と各企業はその時に備えている時期といえる。

税務会計

確定申告の内容が誤っていたとき 「修正申告」又は「更正の請求」

2008年分所得税の確定申告は3月16日に終了したが、確定申告をした後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いたときには、申告した内容を改めることになる。

税額を少なく申告していたときは、「修正申告」で正しい税額に修正する。

修正申告によって新たに納付する税額には、法定納期限(所得税は3月16日、消費税等は3月31日)の翌日から、完納する日までの期間について延滞税がかかる。

延滞税の割合は、法定納期限の翌日から2ヵ月を経過する日までの期間は、年4.5%、納期限の翌日から2ヵ月を経過した日以降の期間は年14.6%となる。

過少申告加算税は、納税者が自主的に修正申告すればかからないが、税務調査や税務署の指摘などがあって不足税額を払う場合は、増加税額の10%(税額によって15%)相当額の加算税がかかる。余分な税金を支払わないためにも、申告内容の早めの再点検がお勧めだ。

一方、税金を払いすぎてしまった場合は、法定申告期限から1年以内であれば、更正の請求をして納め過ぎた税金を還付してもらうことができる。

更正の請求ができる期間は、2008年分の所得税については来年の3月16日まで、個人事業者の消費税については来年の3月31日までとなる。

今週のキーワード

トクホ

特定保健用食品は平成3年にできた制度で、個々の製品ごとに厚生労働省から許可を受けており、保健の効果(許可表示内容)を表示できる食品のこと。他の食品と違うのは、からだの生理学的機能等に影響を与える成分を含んでいて、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つこと等、特定の保健の効果が科学的に証明されているものをいう。トクホは医薬品と違い健康状態を心配している人に向け、疾病予防、疾病回復、老化防止が狙い。商品には商標マークがつく。